

分析結果報告書

平成29年10月18日 発行

加藤建設株式会社 殿

平成29年10月02日（16:00）付 採取の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

北海道エア・ウォーター

環境分析



試料名
地下水 上流

〒003-0805 北海道札幌市白石区菊水5条2丁目3-11

記

分析項目	単位	分析結果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0005以下
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.001未満	0.01以下
全シアン	mg/L	検出されず	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0005未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.002以下

備考

- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。
各分析方法の定量限界は以下の通りです。

・アルキル水銀 0.0005mg/L ・全シアン0.1mg/L ・ポリ塩化ビフェニル 0.0005mg/L

「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

分析結果報告書

平成29年10月18日 発行

加藤建設株式会社 殿

平成29年10月02日（16:30）付 採取の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

北海道エア・ウォーター

環境分析



試料名
地下水下流

〒003-0805 北海道札幌市白石区菊水5条2丁目5-11

記

分析項目	単位	分析結果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず ✓	検出されないこと ✓
総水銀	mg/L	0.0002未満 ✓	0.0005以下 ✓
カドミウム	mg/L	0.0003未満 ✓	0.003以下 ✓
鉛	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
六価クロム	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下 ✓
砒素	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
全シアン	mg/L	検出されず ✓	検出されないこと ✓
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	検出されず ✓	検出されないこと ✓
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下 ✓
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満 ✓	0.002以下 ✓
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満 ✓	0.004以下 ✓
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満 ✓	0.1以下 ✓
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満 ✓	0.04以下 ✓
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満 ✓	1以下 ✓
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満 ✓	0.006以下 ✓
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満 ✓	0.002以下 ✓
チウラム	mg/L	0.0006未満 ✓	0.006以下 ✓
シマジン	mg/L	0.0005未満 ✓	0.003以下 ✓
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下 ✓
ベンゼン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
セレン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下 ✓
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下 ✓
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下 ✓

備考

- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。各分析方法の定量限界は以下の通りです。

・アルキル水銀 0.0005mg/L ・全シアン0.1mg/L ・ポリ塩化ビフェニル 0.0005mg/L

「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

分析結果報告書

平成29年10月18日 発行

加藤建設株式会社 殿

平成29年10月02日（15:40）付 採取の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

試料名
浸透水

北海道エア・ウォーター

環境分析



〒003-0805 北海道札幌市白石区菊水5条2丁目5-11

記

分析項目	単位	分析結果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず	検出されないこと ✓
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0005以下 ✓
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下 ✓
鉛	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下 ✓
砒素	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
全シアン	mg/L	検出されず	検出されないこと ✓
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	検出されず	検出されないこと ✓
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下 ✓
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下 ✓
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.004以下 ✓
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下 ✓
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下 ✓
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	1以下 ✓
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.006以下 ✓
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.002以下 ✓
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.006以下 ✓
シマジン	mg/L	0.0005未満	0.003以下 ✓
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.02以下 ✓
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
セレン	mg/L	0.001未満	0.01以下 ✓
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下 ✓
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.002以下 ✓

備考

- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。
各分析方法の定量限界は以下の通りです。

・アルキル水銀 0.0005mg/L ・全シアン0.1mg/L ・ポリ塩化ビフェニル 0.0005mg/L

「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。